

# 役員利益相反防止のための管理規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム（以下「当法人」という）の理事および監事（以下、「役員」という。）の利益相反を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「利益相反」とは、当法人の役員が次の各号に掲げる取引（以下、「利益相反取引」という）を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第2章 兼業先の申告

(申告)

第3条 役員は、当法人の役員就任時、自己の兼業先の法人名および役職名について、理事会に指定様式をもって、書面、又は電磁的方法で申告するものとする。

- 2 役員は、当法人の毎事業年の開始月末日時点で前項と同じ申告をするものとする。
- 3 当法人役員は当法人に再任された場合も、同じ申告をするものとする。

(申告内容の変更申告)

第4条 役員は、新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、理事会に指定様式をもって、書面、又は電磁的方法で申告するものとする。

2 役員は、他の企業、団体等の役員を退任した場合も、前項と同じ申告をするものとする。

(申告後の対応)

第5条 役員から兼業先の申告を受けた理事会は、申告内容を精査した上で、当法人との間での利益相反の状況を確認する。

2 理事会は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

## 第3章 役員利益相反防止のための体制

(理事会の責任)

第6条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、当法人の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 役員利益相反防止に関する管理方針の制定、改廃に関すること
- (2) 役員利益相反防止の管理体制の整備に関すること

(代表理事の責任)

第7条 代表理事は、当法人の役員の利益相反防止の統括責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること
- (2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること
- (3) 利益相反の状況があった場合には是正のための措置を講ずること
- (4) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成日から5年間保存すること
- (5) 役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員の周知徹底を図ること
- (6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置を実施すること

(監事による内部監査)

第8条 監事は、役員の利益相反を防止するための運営体制について、定期的に検証を行うものとする。

2 監事は前項の検証の結果について、必要に応じて理事会または総会に報告するものとする。

## 第5章 その他

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

## 付 則

この規定は、2024年10月1日より実施する。